

人権それは だいじないもうと

ぼくのいもうと A。四さい。すぐ、おこる。

ぼくのもの かってにつかう。

じぶんのものに、しちゃう。

「おにいちゃんのだよ。」

とおしえても、いうこと聞かない。

セロテープがとんでくる。

はさみもとんでくる。

あぶない、あぶない。

しょうがないな。

Aのカラーペン、いっしょにさがすか。

人権作文集～こころ～ より

問合せ 教育文化振興課 ☎991-1873 企画財政課 ☎991-1815

町長コラム

災害は身近に起こる！ ～避難経路等の確認を～



鈴木勝

令和2年7月、熊本県を中心に襲った集中豪雨では、多数の尊い命が失われた。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

防災の「防」という字を調べてみると、「土のうを積んで水の方向を変える形から来ている」と書かれてあった。しかし、最近の水害は土のうを積んで水の方向を変える程度の雨量ではありません。

松伏町でも昨年、「まるごとまちごとハザードマップ」として、電柱等に赤いテープを貼りつけて、水害時の水位を想定した注意喚起を行いました。各地域で最大規模の水害が起こった場合を想定した水位ですので、ぜひ確認をしておいてください。(P.2、19 参照)

テレビ等でも報道されていますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、災害時の避難所においても多くの方を収容することが難しくなっています。まずは、自宅の2階や親戚・友人等、安全な場所の確保・確認をしておいてください。また、避難する場合の必要な物は何か、ということも確認し、準備をお願いします。(P.4 参照)

最近の水害において、2階建ての家であるにもかかわらず、1階で亡くなられているケースがあります。家具が固定されておらず、避難経路をふさがれたとの分析もあります。まずは、2階へ移動できるよう、確認をお願いします。

消費生活情報

災害時のトラブルに ご注意ください!!

問合せ

松伏町消費生活センター

(環境経済課内) ☎991-1854

近年多発する大規模災害の場合は、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向にあります。不審な勧誘や電話を受けた場合は、その場で応じないでください。

事例1

行政の職員を名乗り「災害義援金を集めている」と訪問があったが、信用できるか。

アドバイス

行政機関が義援金を戸別訪問により募ることはありません。応じてはいけません。

事例2

業者が突然「無料で点検します」と来訪し、点検後に「雨どいや屋根など火災保険で修理できる。保険の手続きもするので手間もお金も一切掛からない」と言われた。

アドバイス

大雨や暴風により家屋に被害が生じた場合、一般的には、火災保険の対象になります。しかし修繕を行おうとする際は、保険の適用対象になるか、契約している保険会社又は代理店に確認が必要です。また後から多額な請求や保険金内での不十分な工事等によるトラブルの事例もあります。来訪した事業者はその場では応じず、消費生活センターにご相談ください。

不安に思った時、また被害を受けた場合は、すぐに消費生活センター(局番なしの188又は☎991-1854)にご相談ください。